

刈谷市空き家管理事業者登録制度に係る推薦基準

第1条（目的）

本推薦基準は、刈谷市における刈谷市空き家管理事業者登録制度に基づき、愛知宅建サポート株式会社（以下、「サポート会社」という。）が空き家管理事業者を推薦するための基準を明確にするために制定するものとする。

第2条（業務）

本推薦基準の運営業務については、サポート会社が行うものとする。

第3条（推薦基準）

空き家管理事業者としてサポート会社より推薦を受けるにあつての基準は以下の要件をいずれも満たすこととする。

- ① 公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会（以下、「協会」という。）の会員であること
- ② 空き家管理事業者登録制度実施要綱及び本推薦基準を承諾すること
- ③ 空き家マイスター（協会認定資格）の登録者が事務所に1名以上所属していること
- ④ （一社）全国賃貸不動産管理業協会に入会していること
- ⑤ 登録後に空き家所有者等から管理依頼を受ける際においては、予めその管理が適正に行われるよう実施計画案を作成し、サポート会社に提出しその承認を受けることを承諾すること
- ⑥ 空き家所有者等から管理依頼を受けた後においては、管理が適正に行われるよう空き家管理報告書を依頼者へ、その写しをサポート会社へ提出することを承諾すること
- ⑦ 上の⑤及び⑥に定める実施計画案及び空き家管理報告書より、当該管理業務が著しく不適切であると認められ、サポート会社より業務改善指示又は指導があつた場合、それらに則つた対応をすることを承諾すること

第4条（登録申請書類）

空き家管理事業者としてサポート会社より推薦を受けかつ、空き家管理事業者登録申請しようとする場合にあつては、サポート会社が定める様式一式をサポート会社へ提出するものとする。

第5条（推薦の取り消し）

第3条に定める基準の一を欠くに至つた場合にあつてはサポート会社は当該空き家管理事業者推薦を取り消すものとし、それにより生じたいかなる損害に関しても一切サポート会社はその責を負わない。

第6条（附則）

この推薦基準の改廃はサポート会社の取締役会において行う。

2. 令和5年10月16日制定及び施行